

## 高知大学キャンパスマネジメント特別委員会規則

平成 29 年 3 月 8 日  
規則 第 79 号

最終改正 令和 4 年 3 月 28 日規則第 101 号

### (設置)

第 1 条 高知大学全学財務委員会規則第 8 条第 1 項の規定に基づき、高知大学キャンパスマネジメント特別委員会（以下「委員会」という。）を置き、同条第 2 項の規定に基づき、委員会に関し必要な事項を定める。

### (目的)

第 2 条 委員会は、本学の理念や戦略構想の実現に向けて、トップマネジメントによる戦略的かつ重点的なスペース配分を通じてバランスのとれた快適な教育研究環境の整備を図るため、学内施設の有効活用に関する重要事項を審議することを目的とする。

### (審議事項)

第 3 条 委員会は、次の事項について審議を行い、その結果を全学財務委員会に報告するものとする。

- (1) 学内施設の有効活用に関する重要事項
  - イ 学長裁量スペースの確保及び運用に関する事項
  - ロ 共同利用スペースの確保に関する事項
  - ハ 学内施設の用途変更に関する事項
  - ニ 施設の活用状況の実態把握及び是正勧告に関する事項
- (2) その他全学財務委員会が指示する事項

### (組織)

第 4 条 委員会は、次の各号に掲げる委員をもって組織する。

- (1) 理事（財務・労務管理担当）
- (2) 共通教育主管
- (3) 学部長
- (4) 黒潮圏総合科学専攻長
- (5) 学術情報基盤図書館長
- (6) センター連絡調整会議議長
- (7) 事務局長
- (8) 財務部長

(9) その他委員長が必要と認めた者

(委員長等)

第5条 委員会に、委員長を置く。

2 委員長は、事務局長をもって充てる。

3 委員長に事故があるとき、又は委員長が欠けたときは、委員長があらかじめ指名する委員がその職務を代行する。

(招集)

第6条 委員長は、委員会を招集し、その議長となる。

2 委員長は、必要があると認めたときは、委員以外の者の出席を求め、その意見を聴くことができる。

(議事)

第7条 議事は、出席した委員の過半数をもって決し、可否同数のときは、委員長の決するところによる。

2 委員が都合により委員会に出席できない場合は、代理の者を出席させることができる。

(幹事)

第8条 委員会の運営を補佐するため、幹事を置く。

2 幹事は、施設企画課長をもって充てる。

(事務)

第9条 委員会の事務は、財務部施設企画課において処理する。

(雑則)

第10条 この規則に定めるもののほか、委員会の運営に関し必要な事項は、委員会が定める。

附 則

この規則は、平成29年3月8日から施行する。

附 則 (平成30年3月28日規則第86号)

この規則は、平成30年4月1日から施行する。

附 則 (平成31年3月27日規則第98号)

この規則は、平成31年4月1日から施行する。

附 則 (令和4年3月28日規則第101号)

この規則は、令和4年4月1日から施行する。